

京都大学立看板規程について (7)

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年1月30日）

京都大学立看板規程第2条及び第8条についてですが、11月祭に関する実務を担っている「11月祭事務局」（おそらく全学公認団体「11月祭全学実行委員会」の関連団体）は、11月祭が始まるだいぶ前から学内の複数個所に立看板を設置する必要があると考えられます。そこで、この「11月祭事務局」に関しては第2条及び第8条の例外とすべきではないでしょうか。

ご検討、よろしくお願いいたします。

【回答】（回答日：2018年3月22日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

いただいたご要望については、1つのご意見として承ります。なお、11月祭全学実行委員会が11月祭の開催を案内するために設置する立看板の取扱いは、規程第12条の本学が開催に関与する行事に係るものとして、施設担当の理事が別に定めることとしています。